

## 規制シート(様式)

190198600920001

2016年12月21日

規制の名称	鉄道事業の経営の許可等	所管府省	国土交通省	
根拠法令等	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	鉄道局幹線鉄道課長 村田茂樹 鉄道局都市鉄道政策課長 岡野まさ子 鉄道局鉄道サービス政策室長 川上洋二 鉄道局施設課長 江口秀二 鉄道局安全監理官 山崎輝	
規制目的	輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図ることにより、公共の福祉を増進することを目的とする。			
規制内容の概要	<p>①鉄道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。また、鉄道事業を廃止しようとするときは、事前に国土交通大臣まで届け出なければならない。</p> <p>②鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされており(変更しようとするときも同様)、認可基準を規定している。</p> <p>③鉄道事業者は、輸送の安全を確保するための事業の運営の方針や、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制と方法に関する事項等を定めた安全管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出なければならないことを規定している。また、鉄道事業者は、安全管理規程に定めた内容に関する業務を統括管理者を選任し、届け出なければならないことを規定している。このほか、鉄道事業者は、毎事業年度、輸送の安全を確保するために講じた措置等を記載した安全報告書を作成し、公表しなければならないこと等を規定している。</p> <p>④索道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。また、索道事業を休廃止しようとするときは、遅滞なく国土交通大臣まで届け出なければならない。</p>	関連する予算	-	
規制の最近の 改廃経緯	<p>①平成11年に鉄道事業法を改正し、鉄道事業の経営については免許制(需給調整規制あり)から許可制(需給調整規制なし)に、廃止については許可制から事前届出制に移行した。</p> <p>②運賃及び料金の設定及び変更については、利用者の保護及び健全な鉄道事業の経営の確保の観点から、原則として運輸大臣の認可を受けなければならないこととされていたが、事業者の自主性・主体性を尊重しつつ、事業活動の一層の効率化・活性化を図るため、上限認可制に移行した。また、料金については、運賃と同様の性格を有しているものを除き、事前届出制に移行した(平成11年改正)。</p> <p>③平成17年に発生したJR西日本の福知山線列車脱線事故を契機として、鉄道事業者に常に安全を最優先とする事業運営を行わせる仕組みを構築するため、安全管理規程の作成・届出の義務付け等の改正を行った(平成18年改正)。</p> <p>④鉄道事業法制定の際、免許制から許可制に移行した。</p>		関連する 政策評価結果	-

<p>規制を維持、改革 又は新設する理由</p>	<p>①鉄道は住民の日常の交通手段であり、事業の継続性、安全性等の確保が極めて重要であるため、事業の経営に当たっては、国による事前の審査が必要である。また、事業の廃止に当たっては、代替交通機関の確保等について十分な調整が必要であるため、事前の届出が必要である。</p> <p>②鉄道事業は、施設産業であって空間の物理的制約等により地域独占的性格を有するため、事業者による不当に高額な運賃等の設定を防止して利用者利益の保護を図る必要があること等の観点から、現行の規制を維持することが適当。</p> <p>③鉄道事業においては、輸送の安全の確保が最も重要であり、引き続き、鉄道事業者に常に安全を最優先とする事業運営を行わせる必要があるため、当該規制を維持することが適当。</p> <p>④索道事業は、主としてスキー客、観光客等特定の目的をもった旅客を運送する事業であるが、他人の需要に応じて運送事業を行うことから事業の継続性・安定性が求められること、空中に架空した搬器により移動する、という交通機関としての形態の特殊性を有しており、索道事業への参入に際しては、利用者利便及び安全性を確保するため、索道輸送サービスのレベルが確実に維持されるよう、引き続き国が事前に審査する必要があるため、当該規制を維持することが適当。</p>	<p>規制の維持、改革 又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合 の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成33年度</p>		